

「青森市雪対策基本計画」の概要

青森市総合計画前期基本計画

＜将来都市像＞「市民一人ひとりが挑戦する街」

施策

第1章第3節第2項 観光資源の充実

第2章第3節第1項 スポーツ人口の拡大

第4章第4節第1項 地域福祉の充実

第5章第1節第3項 克雪体制の整備

第5章第3節第3項 快適な道路交通環境の確保

第6章第1節第1項 陸奥湾資源の保全

ほか関連施策

推進

青森市雪対策基本計画

計画の位置付け

○「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第2条で策定を定めた雪処理に関する基本的な計画。
○「青森市総合計画前期基本計画」に掲げる第5章「つよい街」第1節「防災体制・雪対策の充実」第3項「克雪体制の整備」のほか、雪に関連する施策に関する取組をまとめた個別計画。

計画期間

令和3年度から令和5年度までの3か年

《基本理念》

共に支え合い助け合う 雪につよく快適なまちの実現

基本方向

主な現状と課題

《機械除排雪等の状況》

○近年、まとまった降雪が続き、幹線・補助幹線の除雪作業に相当の日数を要し、結果として、工区の除排雪作業の開始に遅れが生じる場合があることから、除排雪事業者間の連携強化など、除排雪体制の強化が必要となっている。
○市においては、少子高齢化時代を迎え、財政負担や除排雪業務に必要となる職員の確保や技能の継承が課題となっており、除排雪業務における効率化・省力化の体制を構築する必要がある。
○道路の機械除排雪は、「工区」や「路線」に分けて行っているが、その中でも、地域の通学路やバス路線など、特に配慮を要する路線のほか、地区ごとの街区形状や道路幅員、近年の市街地の拡大に伴う雪押し場の減少など、除排雪の作業環境が地域によって異なっていることから、市民ニーズや地域の実情・特性に応じた除排雪が必要となっている。

《豪雪時や災害時における状況》

○平成27年度から令和元年度までの過去5年間のうち2度、最大積雪深が100cmを超える豪雪が発生しており、市民生活への影響を最小限に抑えるため、豪雪時における対応を整備する必要がある。
○近年、豪雪により市民生活に大きな支障が生じる場合があることから、国・県等との連携などにより、豪雪時における除排雪体制をはじめとした雪害対策を強化する必要がある。
○冬期間の自然災害において、市民生活に大きな支障が生じないよう、防災活動拠点施設などの周辺の道路交通を確保する必要がある。

《流・融雪溝の整備状況》《融雪処理施設の状況》

○青森地区においては、技術的に整備可能と考えられる地区において、順次、調査・整備を進めており、また、浪岡地区においては、整備効果や必要性を検討した上で、一定の条件を満たす路線を選定しながら、順次、整備を進めている。
○陸奥湾の汚染等の懸念があることから、融雪施設の活用など、陸奥湾の海洋環境への負担軽減を考慮した排雪作業を行う必要がある。

《雪処理マナーなどの周知の状況》《自主的・主体的な雪処理への支援の状況》

○雪処理に関する協働の必要性や市民のルールやマナーについて、市民の理解を図る必要があり、特に、将来を担う子どもたちの親雪等に関する意識の醸成を図るため、雪について学習する機会などを通じた情報提供を行う必要がある。
○生活路線も含めた安全な道路交通を確保するため、市が行う道路除排雪に加えて、地域などの団体による除排雪の仕組みを構築するとともに、継続的な活動に向け、支援していく必要がある。

《冬季におけるイベント、ウィンタースポーツに関する状況》

○冬のイベントの開催など雪に親しむ機会を通じて、市民の快適な冬の暮らしを促進する必要がある。
○スキーやカーリングなどのウィンタースポーツは、冬期間における運動不足を解消するとともに、健康増進にも寄与することから、積雪寒冷地である本市の地域特性を活かし、ウィンタースポーツを楽しめる環境づくりに取り組む必要がある。

強化

強化

1. 冬期間における安全で安心な道路環境の確保

地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った丁寧な除排雪を実施します。

[主な取組]

- | | |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (1) 除雪水準の確保
⇒ 除排雪事業者間の連携による除排雪 | (5) 重機オペレーター及び重機の確保
⇒ 講習会受講支援や貸出重機の整備 |
| (2) 持続的な除排雪体制の確立
⇒ 少雪時における持続的な除排雪体制の確立 | (6) 雪に関する市民相談への対応
⇒ 豪雪時における相談体制・対応の強化 |
| (3) ICTを活用した除排雪業務の効率化・省力化
⇒ 除排雪業務への先進的技術の活用 | (7) 除排雪関連情報の収集・提供
⇒ 除排雪作業の進捗状況の公開 |
| (4) 地域・除排雪事業者・市が連携した除排雪の実施
⇒ 3者間の情報共有による効率的な除排雪 | |

2. 冬期間における災害に強いまちの機能の確保

豪雪時において、市民生活への影響を最小限にするため、全庁体制での対応の充実を図るとともに、冬期間における災害時に備え、市民の避難経路と物資の輸送経路の確保を図ります。

[主な取組]

- | | |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 豪雪時における体制と対応
⇒ 国・県・関係機関との連携による除排雪体制の強化 | (3) 防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保
⇒ 避難行動や避難所運営のための除排雪の実施 |
| (2) 豪雪災害時における体制と対応
⇒ 屋根雪処理や歩道確保のための雪処理体制の構築 | |

3. 雪に強く住みよいまちづくりの推進

地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備などにより、冬期における通学路などの歩行者空間を確保し、雪に強く住みよいまちづくりを推進します。

[主な取組]

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 流・融雪溝の整備加速 | (4) 市民の雪寄せ場・雪捨て場の確保 |
| (2) 冬期歩行者空間確保の推進 | (5) 道路除排雪の雪堆積場の確保 |
| (3) 雪に強い街区の形成 | (6) 陸奥湾の海洋環境の保全に努めた雪処理施設の利用 |

4. 市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策の推進

多くの市民のボランティア活動を促進し、地域やボランティア団体などとの連携により、持続可能な雪対策を推進します。

[主な取組]

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 『青森市市民とともに進める雪処理に関する条例』の周知 | (5) 雪処理作業における安全確保 |
| (2) 除雪ボランティアの育成 | (6) 市民・事業者への融雪施設設置支援 |
| (3) 雪に関する学習機会の提供 | (7) 地域と取り組む歩行者空間の確保 |
| (4) 自主的な雪処理への支援制度等の情報提供 | (8) 高齢者・障がい者などへの雪処理支援 |

5. 冬期における市民生活の豊かさと活力の呼び起こし

雪国で育まれた文化・知恵・経験などを活かし、子どもから高齢者まで、人と雪が共生する快適な冬の暮らしを促進します。

[主な取組]

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 冬を楽しむイベントの活性化 | (3) 雪を活用した取組の促進 |
| (2) ウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実 | (4) 利雪・親雪に関する情報の収集・発信 |